

有限責任中間法人 日本看護科学学会定款(案) (Ver. 5)

平成 18 年 12 月 1 日作成版

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 当法人は、有限責任中間法人日本看護科学学会(以下、「本会」という)と称する。英文名は、「Japan Academy of Nursing Science」と称し、略称は「JANS」とする。

(目的)

第 2 条 本会は、看護学の発展を図り、広く知識の交流に努め、もって人々の健康と福祉に貢献することを目的とする。

(事業)

第 3 条 本会は、前条の目的を遂行するため次の事業を行う。
学術集会の開催
学会誌等の発行
研究活動の推進
国内外の関連学術団体との協力と連携
国際的な研究協力の推進
人々の健康と福祉に貢献するための社会活動
その他本会の目的達成に必要な事業

(事務所)

第 4 条 本会は、事務所を東京都文京区本郷三丁目 3 7 番 3 号に置く。

(公告の方法)

第 5 条 本会の公告は、学会誌及びインターネット上のウェブサイトに掲載する。

(基金の総額)

第 6 条 本会の基金(代替基金を含む。)の総額は、金 万円とする。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第 7 条 本会の基金は、本会が解散するときまでは、社員総会の議決がなければ返還しない。

(基金の返還手続)

第 8 条 基金の返還は、社員総会において返還すべき基金の総額について議決を経た後、理事会が決定したところに従って返還する。

平成 18 年度日本看護科学学会の決算の結果による全財産を基金とする。7,200 万円程度になる見込み。

第 2 章 会 員

（会員の種類）

第 9 条 本会の会員は次のとおりとする。

- 正会員
- 賛助会員
- 名誉会員

（正会員）

第 10 条 正会員は、本会の目的に賛同し、看護学を研究する個人であって、理事会の承認を得た者とする。

- 2 正会員は、学会総会に出席し、議決権を行使することができる。
- 3 正会員は、学術集会に参加し、学会誌に投稿し、かつ学会誌等の配布を受けすることができる。

（賛助会員）

第 11 条 賛助会員は、本会の目的に賛同する個人又は団体であって、理事会の承認を得たものとする。

（名誉会員）

第 12 条 名誉会員は、看護学の発展に多大の寄与をした者の中から理事長が、理事会及び社員総会の議を経て学会総会で推薦する。

- 2 名誉会員は、社員総会に出席し意見を述べるができる。
- 3 名誉会員は、会費の納入を必要としない。

（入会）

第 13 条 本会に入会を希望するものは、入会申込書を理事会に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

（会費）

第 14 条 会員は、所定の会費を納入しなければならない。

- 2 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

（資格の喪失）

第 15 条 会員は、次の理由によりその資格を喪失する。

- 退会
- 会費の 1 年間の未納
- 死亡又は失踪宣告
- 除名

（退会）

第 16 条 退会を希望する会員は、理事会へ退会届を提出しなければならない。

(除名)

第 17 条 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為があった会員は、社員総会の議決を経て理事長が除名することができる。

第 3 章 社員及び社員総会

(社員)

第 18 条 本会の社員は、評議員をもってこれにあてる。

2 評議員は、正会員の中から別に定める規程により選出し、学会総会において承認を得る。

(任期)

第 19 条 社員の任期は、就任後 4 年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時学会総会の終結の時までとし、再任を妨げない。但し、連続しては 2 期までとする。

2 社員が辞任した時は、評議員選挙における次点者が残任期間その任に当るものとする。

(社員総会の構成等)

第 20 条 社員総会は、社員をもって組織する。

2 本会は、毎事業年度末日の翌日から 3 ヶ月以内に定時社員総会を開催する。また、総社員の 3 分の 1 以上から請求があった時、及び理事会が認められた時は、臨時社員総会を開催しなければならない。

(社員総会の審議事項)

第 21 条 社員総会は、法令及び本定款に定める事項のほか、本会の運営に関する重要事項を審議する。

(社員総会の招集等)

第 22 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除いて理事長が招集しその議長となる。理事長に事故があるときには、副理事長がこれに当る。

(議決の方法及び議決権)

第 23 条 社員総会の議決は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除いて、総社員の過半数が出席し、出席した社員の議決権の過半数で決する。

2 社員は、1 人 1 議決権を有する。

(書面による議決権行使)

第 24 条 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は、他の社員を代理人として議決権行使を委任することができる。

2 前項の書面による議決権行使及び他の社員への議決権行使の委任は、前条第 1 項、第 30 条、及び第 53 条の出席とみなす。

(議事録等)

- 第 25 条 社員総会の議事については議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録の承認は、議長及びその社員総会において選出された議事録署名人 2 名以上が、署名押印をしなければならない。

第 4 章 役員及び理事会

(役員)

- 第 26 条 本会に次の役員を置く。
- 理事長 1 名
副理事長 1 名
理事 15 名以内(理事長及び副理事長を含む。)
監事 2 名以内

(役員を選任)

- 第 27 条 役員を選出は次のとおりとする。
- 理事長及び副理事長は理事会で理事の中から選出する。
理事及び監事は、社員総会において選出する。

(役員任期)

- 第 28 条 理事の任期は、就任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。但し、連続しては 3 期までとする。
- 2 監事の任期は、就任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。但し、連続しては 2 期までとする。

(役員職務)

- 第 29 条 理事長は、代表理事として本会を代表し、会務を総括する。
- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故がある時はこれを代行する。
3 理事は、理事会を組織し会務を執行する。
4 監事は、本会の会計及び資産を監査する。

(役員解任)

- 第 30 条 役員が次の各号の一に該当するときは、社員総会において、出席社員の議決権の 4 分の 3 以上の賛成によりこれを解任することができる。
- 心身の故障のため職務の執行に堪えられない場合
職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があるとき

(理事会の構成)

- 第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。
- 2 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。

(理事会の権限)

- 第 32 条 理事会は、法令及び本定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
- 社員総会及び学会総会に付議すべき事項
 - 社員総会及び学会総会の議決した事項の執行に関する事項
 - その他、会務の執行に関する事項

(理事会の招集等)

- 第 33 条 理事会は、理事長が招集しその議長となる。
- 2 理事会は、毎年 4 回以上開催する。但し、理事の 3 分の 1 以上から請求があったときは、理事長は臨時に理事会を開催しなければならない。
 - 3 理事会は、理事の過半数の出席がなければ議事を開き議決することができない。
 - 4 理事会の議事は、本定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決する。

第 5 章 学 会 総 会

(学会総会の種類)

- 第 34 条 学会総会は、定時学会総会と臨時学会総会とする。

(学会総会の構成)

- 第 35 条 学会総会は、正会員をもって組織する。

(学会総会の権限)

- 第 36 条 学会総会は、本会の事業計画、収支予算及び決算並びに本会運営上の重要事項について承認する。

(学会総会の開催)

- 第 37 条 定時学会総会は、理事長が招集し、毎年 1 回開催する。
- 2 臨時学会総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - 開催についての理事会の議決があったとき
 - 正会員現在数の 5 分の 1 以上から請求があったとき
 - 監事から招集請求があったとき

(学会総会の招集)

- 第 38 条 学会総会は理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第 2 項各号の一に該当することとなった場合には、その日から 30 日以内に臨時学会総会を招集しなければならない。
 - 3 理事長は、学会総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面を少なくとも学会総会の 7 日前までに会員に対して、発送しなければならない。

(学会総会の議長)

第 39 条 学会総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。但し、定時学会総会の議長は学術集会会長があたる。

(学会総会の定足数)

第 40 条 学会総会は正会員の 10 分の 1 以上の出席により成立する。

(学会総会の議決)

第 41 条 学会総会の議事は、本定款に特別の定めがある場合のほかは、出席した正会員の議決権の過半数をもって決する。

2 正会員は 1 人 1 議決権を有する。

(書面による議決権行使等)

第 42 条 学会総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は、他の正会員を代理人として議決権行使を委任することができる。

2 前項の書面による議決権の行使及び他の正会員への議決権行使の委任は、前条第 1 項及び第 40 条の出席とみなす。

(議事録等)

第 43 条 学会総会の議事については議事録を作成しなければならない。

2 議事録の承認は、議長及びその学会総会において選出された議事録署名人 2 名以上が、署名押印をしなければならない。

第 6 章 学 術 集 会

(学術集会会長の選任)

第 44 条 本会に学術集会会長を置く。

2 学術集会会長は、社員総会で正会員の中から選出し、学会総会の承認を得る。

(学術集会会長の任期)

第 45 条 学術集会会長の任期は 1 年とする。

(学術集会会長の職務)

第 46 条 学術集会会長は、学術集会を主宰する。

(学術集会の開催)

第 47 条 学術集会は、毎年 1 回開催する。

2 学術集会会長は、学術集会の運営及び演題の選定等について審議するため、学術集会企画委員を委嘱し、学術集会企画委員会を組織する。

第7章 委員会

(委員会の設置等)

第48条 本会は、事業の円滑な運営を図るために、理事会の議を経て委員会を設けることができる。

2 委員会は、その目的とする事項について、調査、研究し、審議することができる。

3 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

第8章 研究論文表彰制度

(表彰制度)

第49条 看護学の発展に寄与する学術研究活動推進のために、本会は会員の優れた研究論文を表彰することができる。

第9章 財産及び会計

(財産の管理)

第50条 本会の財産は理事長が管理し、その方法は、学会総会、社員総会及び理事会の決するところに従う。

(経費の支弁)

第51条 本会の経費は次の収入をもってこれに充てる。

会費

寄附金

その他の収入

(決算)

第52条 本会の会計年度は毎年10月1日に始まり翌年9月30日に終わるものとする。

2 理事長は、法令に定めるところに従い、貸借対照表、損益計算書、事業報告書、剰余金の処分及び損失の処理に関する議案並びにこれらの付属明細書を作成し、監事の監査を受け、社員総会における議決を経なければならない。

3 前項で議決された貸借対照表・損益計算書・事業報告書・剰余金の処分及び損失の処理に関する議案並びにこれらの付属明細書は、学会総会の承認を得ることを要する。

第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 53 条 本定款は、学会総会の審議を経て、社員総会において、総社員の過半数が出席し、出席した社員の議決権の 4 分の 3 以上の賛成を得なければ変更することができない

(解散)

第 54 条 本会は、法令の定めるところによる他、社員総会において総社員の過半数が出席し、出席した社員の議決権の 4 分の 3 以上の賛成を得て解散することができる。

2 前項の場合においては、第 24 条第 1 項の規定は適用しない。

第 11 章 事務所

(事務所職員)

第 55 条 第 4 条に定めた事務所に職員をおく。

2 職員は、理事会の承認を得て理事長が任免する。

3 職員は、有給とする。

(帳簿の備付け等)

第 56 条 事務所には次の書類を備付けなければならない。

定款

会員及び社員名簿

役員及びその他の職員の名簿及び履歴書

財産目録

資産台帳及び負債台帳

収入支出に関する帳簿及び証拠書類

理事会及び総会の議事に関する書類

官公署往復書類

収支予算書及び事業計画書

収支計算書及び事業報告書

貸借対照表

正味財産増減計算書

その他必要な書類及び帳簿

2 前項第 1 号から第 5 号までの書類、同項第 7 号の書類及び同項第 9 号から第 12 号までの書類は永年、同項第 6 号の帳簿及び書類は 10 年以上、同項第 8 号及び第 13 号の書類及び帳簿は 1 年以上保存しなければならない。

3 第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号の書類、同項第 9 号から第 12 号までの書類並びに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

第 1 2 章 補 則

(施行細則)

第 57 条 本定款の施行について必要事項は、理事長が理事会及び社員総会の議決並びに学会総会の承認を経て、別に定める。

附 則

- 1 本定款は、本会設立日より施行する。
- 2 任意団体たる日本看護科学学会（以下、「旧会」という。）に属した権利義務の一切は、この法人が継承する。
- 3 本会設立日に旧会の学会員名簿に登載されている会員（正会員、賛助会員、名誉会員）は、本会設立の効力発生を以って、定款第 9 条から第 12 条の定めに基づく本会の会員とみなす。
- 4 本会設立日に旧会において評議員である者（附則 7 に記名されている者は除く）は、本会設立の効力発生日の翌日を以って定款 18 条第 1 項に基づく本会の社員とみなす。
- 5 本会の最初の事業年度は本会の設立の日から平成 19 年 9 月 30 日とする。
- 6 設立に際して現物拠出をする者は旧会とし、その拠出の目的たる財産及びその価格は別紙現物拠出目録記載のとおりとする。
- 7 本会の設立当初の社員の氏名及び住所は次のとおりとする。

東京都 区 丁目 番 号

東京都 区 丁目 番 号

東京都 区 丁目 番 号

- 8 本会の最初の社員の任期は、本定款第 19 条の定めに関らず、就任後最初に終了する事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 9 本会の設立当初の理事及び監事は次のとおりとする。

理事	南	裕子
理事	小山	真理子
理事	井部	俊子
理事	井上	智子
理事	太田	喜久子
理事	勝原	裕美子
理事	神崎	初美
理事	草間	朋子
理事	小島	操子
理事	田代	順子
理事	田中	美恵子
理事	手島	恵
理事	中山	洋子
理事	野末	聖香
理事	山本	あい子

監事 小玉 香津子
 監事 中西 睦子

- 9 本会の最初の役員の任期は、本定款第 28 条の定めに関らず、就任後最初に終了する事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

定款別紙「現物抛出財産目録」

出資の目的たる財産及びその価格は、次のとおりとする。

- (1) 商品名 パーソナルコンピュータ
 メーカー名 NEC
 型名 PC -MA90H/LZ
 製造番号 1Y800073B
 この価格 9,862 円
- (2) 商品名 パーソナルコンピュータ
 メーカー名 SONY
 型名 PCV -LX33/BP
 製造番号 0016690
 この価格 12,680 円
- (3) 商品名 パーソナルコンピュータ (ノート型)
 メーカー名 SONY
 型名 PCG -443N
 製造番号 28328210 1305465
 この価格 12,061 円
- (4) 商品名 引き出し付き書庫
 メーカー名 オカムラ
 型名 F5512Y213
 製造番号 28050216
 この価格 60,601 円
- (5) 商品名 パーソナルコンピュータ (ノート型)
 メーカー名 東芝
 型名 PAE6515CME
 製造番号 Z2333873K
 この価格 18,405 円
- (6) 商品名 印刷機リソグラフ
 メーカー名 理想科学
 型名 RP255
 製造番号 56000037
 この価格 146,494 円
- (7) 商品名 パーソナルコンピュータ
 メーカー名 エプソン
 型名 MV -1300H
 製造番号 177002642
 この価格 29,176 円

- (8) 商品名 シュレッダー
 メーカー名 ナカバヤシ
 型名 NS-406CR
 製造番号 32292
 この価格 68,776 円
- (9) 商品名 ラテラルキャビネット一式
 メーカー名 ライオン
 型名 VGB-311D
 製造番号 S04E0110002
 この価格 108,856 円
- (10) 商品名 サイドフォールドテーブル式
 メーカー名 オカムラ
 型名 8184YD
 製造番号 170505
 この価格 85,703 円
- (11) 商品名 ソフトウェア PCA 公益法人 2000plus
 メーカー名 PCA
 型名
 製造番号 103010034
 この価格 91,980 円
- (12) 商品名 ソフトウェア PCA 公益法人 V.9
 メーカー名 PCA
 型名
 製造番号 103010034
 この価格 210,000 円
- (13) 商品名 電話加入権
 加入数 2
 電話番号 03-5805-1280
 この価格 36,540 円
 電話番号 03-5805-1281
 この価格 35,490 円

以上の価格の合計 金 926,624 円